【Q&A】中国における P/L 法の重要内容および日中における P/L 法の相違点について

（2014 年 12 月）

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
青島事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

目次

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)青島事務所が天達共和律師事務所に作成委託し、2014 年 12 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび天達共和律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和律師事務所がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課
※2015 年 4 月 1 日の組織変更により、部課名およびメールアドレスが変更となりました。
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・青島事務所
E-mail :PCQ@jetro.go.jp

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

【Q&A】中国における P/L 法の重要内容および日中における P/L 法の相違点について

Q1：日本には P/L 法があるが、中国にも同様の法律が存在していると思われる。中国の P/L 法はどのようなものかご紹介願いたい

A1 :「製品品質法」はありますが、厳密に申し上げますと、中国の P/L 法は「製品品質法」という一つの法律だけではありません。おおむね以下の複数の法令から中国の製造物責任を定める法律体系を構成しています。

①製品品質法
②消費者権益保護法
③権利侵害責任法
④民法通則
⑤反不正当競争法

これらの複数の法令(特に①製品品質法と②消費者権益保護法)の間で、重複している部分もあれば、特殊規定が設けられたケースもあります。また、適用される範囲も次のとおり、微妙に異なります。

まず、製品品質法では、「製品」について、「加工又は製作を経て、販売に用いる物」と定義しています。当該法律に設けられた例外規定を含めて考えれば、以下の物は製品品質法の適用範疇外になっています。

(1)初級農作物(加工又は製作を経ていないため、範疇外と推定)
(2)建築物(明文規定)
(3)軍事製品(明文規定)

また、製品品質法で設けられた「製品」の定義からも分かるとおり、本法の適用対象は基本的に可視化できる「物」であり、サービスなど無形の製品が含まれていません。

一方、消費者権益保護法では、「経営者は、消費者のため自らが生産し、若しくは販売する商品を提供し、又はサービスを提供する場合には、この法律を遵守しなければならない。」と定めており、しかも上記「製品品質法」で設けられた例外についても適用範疇から排除していません。従って、消費者権益保護法でいう「商品とサービス」の範疇は、製品品質法でいう「製品」より広いと言えます。

しかし、消費者権益保護法は「消費者」向けに設けられた法律です。この「消費者」について、「生活上の消費の必要のため商品を購入し、若しくは使用し、又はサービスを受ける者」と限定しています。よって、生活面の消費を目的とせず生産目的で商品やサービスを受ける場合には、消費者権益保護法の規定が適用されません(ただし、第 48

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

条には例外事項があります)

さらに、権利侵害責任法は、権利侵害行為に主眼を置いているため、後述する「瑕疵保証責任」(契約責任に該当します)について、規定が設けられていません。

従って、中国において自社の責任範囲を確定するためには、これらの法律間の相違をより正しく理解し、個々の法律のみならず、より全般的に把握しておく必要があります。この点においては日本よりも複雑であるといえます。

Q2：日本の P/L 法との相違点について教えてほしい

A2：主たる相違点として以下の 3 つがあげられます。

Ⅰ．責任の内容が違います。

中国の「製品品質法」(中文名「産品質量法」)には、①製造物の品質の瑕疵に関わる保証責任と②欠陥商品の製造物責任という二種類の責任が設けられています。具体的には、製品品質法と消費者権益保護法でそれぞれ次のとおり規定しています。

①製造物の品質の瑕疵に関わる保証責任(以下「瑕疵商品責任」という)

1)製品品質法

40 条　販売された製品に次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、販売者は、修理、交換又は返品に責任を負わなければならない。製品を購入した消費者に損害をもたらした場合には、販売者は、損害を賠償しなければならない。

(1)製品が具備するべき使用性能を具備しないのに事前に説明をしないとき。

(2)製品又はその包装上に採用が明記された製品標準に適合しないとき。

(3)製品説明及び実物サンプル等の方式により明示された品質状況に適合しないとき。

2)消費者権益保護法

24 条　経営者の提供する商品又はサービスが品質要求に適合しない場合には、消費者は、国の規定又は当事者の約定により返品し、又は経営者に交換若しくは修理等の義務を履行するよう要求することができる。国の規定及び当事者の約定がない場合には、消費者は、商品を受領した日から 7 日内に返品することができる。7 日後に法定の契約解除条件に適合する場合には、消費者は、遅滞なく返品することができ、法定の契約解除条件に適合しない場合には、経営者に対し交換又は修理等の義務を履行するよう要求することができる。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

前項の規定により返品、交換または修理をする場合には、経営者は、運送等の必要費用を負担しなければならない。

25 条　経営者がネットワーク、テレビ、電話及び通信販売等の方式を採用して商品を販売する場合には、消費者は、商品を受領した日から 7 日内に返品する権利を有し、かつ、理由を説明する必要がない。ただし、次に掲げる商品を除く。

(1)消費者が注文して作られたもの
(2)生鮮で腐りやすいもの
(3)オンラインでダウンロードし、又は消費者が開封した音響映像製品及びコンピュータソフトウェア等のデジタル商品
(4)引き渡された新聞又は定期刊行物

前項に掲げる商品のほか、商品の性質に基づき、かつ、購入する際に返品に適さない旨につき消費者の確認を経たその他の商品には、理由なく返品することを適用しない。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

3)瑕疵商品責任に関わるまとめ

前記製品品質法と消費者権益保護法に設けられた瑕疵商品責任を総括すると、次のとおりになります。

- 瑕疵商品責任
  - 製品品質法が適用される商品
    - ✧ 修理
    - ✧ 交換
    - ✧ 返品
    - ✧ 損害賠償
  - 消費者権益保護法が適用される商品
    - 国の規定又は当事者間の約定を有する:当該規定若しくは約定に基づき、返品、交換、修理義務を履行する
    - 国の規定又は当事者間の約定を有さない
      - 一般ルートで購入した商品
        - 商品を受領した日から7日内
          - ✧ 交換
          - ✧ 修理
          - ✧ (返品を求める合理的な理由を有する場合)返品
          - ✧ 損害賠償
        - 商品を受領した日から7日後
          - ✧ 交換
          - ✧ 修理
          - ✧ (法的解約要件を満たす場合)返品
          - ✧ 損害賠償
      - ネット、電話などの通信販売ルートで購入した商品
        - 商品を受領した日から7日内
          - ✧ 交換
          - ✧ 修理
          - ✧ 返品(理由不要)
          - ✧ 損害賠償
        - 商品を受領した日から7日後
          - ✧ 交換
          - ✧ 修理
          - ✧ (法的解約要件を満たす場合)返品

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

②欠陥商品の製造物責任(以下「欠陥商品責任」という)

1)製品品質法

41 条　製品に欠陥が存在することにより人身又は欠陥製品以外のその他の財産(以下「他人財産」という。)に損害をもたらした場合には、製造者は、賠償責任を引き受けなければならない。

42 条　販売者の故意又は過失により製品に欠陥が存在することにより人身又は他人財産に損害をもたらした場合には、販売者は、賠償責任を引き受けなければならない。

販売者が欠陥商品の製造者を指定することができず、かつ、欠陥商品の供給者も指定することもできない場合には、販売者は、賠償責任を引き受けなければならない。

44 条　製品に欠陥が存在することにより、被害者に人身傷害をもたらした場合には、侵害者は、医療費、治療期間中の介護費及び休業により減少した収入等の費用を賠償しなければならない。後遺障害をもたらした場合には、さらに後遺障害者の生活自助機具費、生活補助費、後遺障害賠償金及びその扶養する者の必要とする生活費等の費用も支払わなければならない。被害者の死亡がもたらされた場合には、さらに葬儀費、死亡賠償金及び死者が生前に扶養していた者の必要とする生活費等の費用を支払わなければならない。

製品に欠陥が存在することにより被害者に財産損害をもたらした場合には、侵害者は、原状を回復し、または価額評価賠償をしなければならない。被害者がこれによりその他の重大な損害を受けた場合には、侵害者は、損害を賠償しなければならない。

2)消費者権益保護法

19 条　経営者は、自らが提供する商品又はサービスに欠陥が存在することを発見した場合において、人身又は財産の安全に危害が及ぶときは、直ちに関係する行政部門に対し報告し、及び消費者に告知し、かつ、販売停止、警告、リコール、無害化処理、廃棄及び生産又はサービスの停止等の措置を講じなければならない。リコール措置を講ずる場合には、経営者は、商品がリコールされることにより消費者が支出する必要費用を負担しなければならない。

49 条　経営者は、商品又はサービスを提供して消費者その他の被害者に人身傷害をもたらした場合には、医療費、介護費及び交通費等の治療及びリハビリのため支出した合理的費用並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない。後遺障害をもたらした場合には、更に後遺障害生活補助具費及び

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

後遺障害賠償金を賠償しなければならない。死亡をもたらした場合には、更に葬儀費及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

51 条　経営者が侮辱誹謗し、身体を捜査し、又は人身の自由を侵害する等の消費者その他の被害者の人身の権益を損なう行為をして重大な精神の損害をもたらした場合には、被害者は、精神損害賠償を要求することができる。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

3)欠陥商品責任に関わる特別規定のまとめ

前記製品品質法と消費者権益保護法に設けられた欠陥商品責任を総括すれば、次のとおりになります。

- 欠陥商品責任
  - 製品品質法が適用される商品
    - 実質的な損害をもたらした場合
      - 次の損害に対する賠償
        - ✧ 医療費
        - ✧ 治療期間中の介護費
        - ✧ 休業損失
        - ✧ （後遺障碍をもたらした場合）後遺障害者の生活自助機具費、生活補助費、後遺障害賠償金及びその扶養する者の必要とする生活費等の費用
        - ✧ （死亡をもたらした場合）葬儀費、死亡賠償金及び死者が生前に扶養していた者の必要とする生活費等
        - ✧ 財産損失
  - 消費者権益保護法が適用される商品
    - 実質的な損害をもたらしていない場合
      - 次の措置の採用
        - ✧ 行政部門への報告
        - ✧ 消費への告知
        - ✧ 販売停止
        - ✧ 警告
        - ✧ リコール
        - ✧ 無害化処理
        - ✧ 廃棄
        - ✧ 生産又はサービスの停止等
    - 実質的な損害をもたらした場合
      - 次の損害に対する賠償
        - ✧ 医療費、介護費、交通費等の治療及びリハビリのため支出した合理的費用
        - ✧ 休業損失
        - ✧ （後遺障碍をもたらした場合）後遺障害生活補助具費及び後遺障害賠償金
        - ✧ （死亡をもたらした場合）葬儀費及び死亡賠償金を賠償しなければならない。
        - ✧ （重大な精神の損害をもたらした場合）慰謝料
        - ✧ 財産損失

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

③特別説明事項

上記では、製品品質法と消費者権益保護法によって定められた①瑕疵商品責任と②欠陥商責任という二種類の責任について整理しました。この二つの責任をより深く理解していただくために、次のとおり追加説明いたします。

1)瑕疵商品責任と欠陥商品責任は並列関係ではない

「製品品質法」の 46 条では、「この法律において「欠陥」とは、製品に人身又は他人財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在することをいう。製品に人体の健康及び人身又は財産の安全を保障する国家標準又は業種標準がある場合には、当該標準に適合しないことをいう。」と解釈しています。よって、「欠陥」の認定は、①製品自身の機能への影響だけではなく、人身または他人財産の安全に危険を及ぼす可能性があるかどうか、②国または業界の強制基準に満たしているかどうかが判断の根拠となります。

つまり、欠陥商品は、比較的に重大な瑕疵(欠陥)を有する商品で、瑕疵商品の一部でもあります。従って、上記案内した欠陥商品責任に関わる法規定は、あくまで瑕疵商品責任に含まれた「損害賠償責任」を加重する責任として特別的に設けられた内容です。よって、瑕疵商品責任と欠陥商品責任は並列関係という認識は間違いですし、欠陥商品責任を追及する場合、損害賠償のほか、修理、交換、返品という一般の瑕疵商品責任の追及も可能と思われます[1]。

2)「最有利原則」の適用

一般消費者が物的商品を購入する場合、製品品質法の適用対象でもあれば、消費者権益保護法に守られる対象でもあります。また、前項で説明したとおり、欠陥商品を購入した場合では、欠陥商品に関わる賠償責任のほか、瑕疵商品責任の追及も可能と思われます。

ここでは、消費者や被害者にとって「最有利」という原則が適用されていることについてご理解いただく必要があります。最有利原則とは、複数の救済措置を取りえる場合、救済対象にとって最も有利な救済措置を与える意味をします。例えば、欠陥商品に関わる賠償責任について、製品品質法と消費者権益保護法との規定内容(費用の項目)が微妙に異なります。二つの法律の適用範囲に該当する場合、消費者はそれぞれの法律に挙げられた最大範囲の費用を請求することが可能です。また、後述するように、瑕疵商品を巡る損害賠償責任は、欠陥商品を巡る損害賠償責任より軽いです。消費者や被害者として、欠陥商品を巡る損害賠償責任という重い責任

[1]後記のとおり、瑕疵商品責任は違約責任で、欠陥商品責任は権利侵害責任に該当します。訴訟においては、違約責任を追及するか、権利侵害責任を追及するかという二者択一の選択が必要です。しかし、これはあくまで法的救済を求める際のノウハウ的なものに過ぎず、消費者「最有利原則」の元で販売者および製造者に責任の負担を求めることとは別問題です。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

(自分にとって最も有利)を追及することができます。

④日本法との比較

日本の「製造物責任法」(1995.7.1 施行)では、上記した「欠陥商品責任」のみに言及しており、「瑕疵商品責任」への規定が設けられていません。従って、責任の内容は日中両国の P/L 法の最大の区別だと言えます。

そして、中国の「製品品質法」では、製造物責任として、刑事責任、行政責任、民事責任(契約責任(瑕疵商品責任)と権利侵害責任(欠陥商品責任)を含む)が含まれているのに対して、日本の製造物責任法では、民事権利侵害責任に主眼を置いています。

Ⅱ．免責事項に係る規定が違います。

中国の「製品品質法」の 41 条では次の通り規定しています。

製造者は、次の各号に掲げる事由の 1 つがあることを証明することのできる場合には、賠償責任を引き受けない。

(1)製品を流通に投入しなかったとき。

(2)製品を流通に投入する際に、損害を引き起こした欠陥が存在していなかったとき。

(3)製品を流通に投入する時の科学技術水準では欠陥の存在を発見することができなかったとき。

一方、日本の「製造物責任法」では、次の二つを免責事項としているようです。

(1)当該製造物をその製造業者などが引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

(2)当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

つまり、中国で免責を主張できる条件として、「流通に投入したかどうか」や「流通投入時に欠陥があったかどうか」が挙げられていますが、日本では「流通投入の有無」と免責との関係は薄いと思われます。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

Ⅲ．訴訟時効が違います。

中国の製品品質法(中文名「産品質量法」)と消費者権益保護法で設けられた瑕疵商品責任と欠陥商品責任の時効問題について、以下のとおり説明します。

①瑕疵商品責任の時効

1）品質保証時効

中華人民共和国契約法 158 条は、「当事者が検査期間を約定していない場合には、買主は、目的対象物の数量又は品質が約定に適合しないことを発見し、又は発見するべき合理的期間内に、売主に通知しなければならない。買主が合理的期間内に通知せず、又は目的対象物受領の日から 2 年内に売主に通知しなかった場合には、目的対象物の数量又は品質は約定に適合したものとみなす。ただし、目的対象物に品質保証期間のある場合には、品質保証期間を適用し、当該 2 年の規定を適用しない。」と規定しています。

従って、瑕疵商品に関わる品質保証時効は、①販売契約または商品自体への表示などによって、品質保証期間に関わる約定があった場合には、当該約定または表示に従い、②約定及び表示を有さない場合、「商品受領後」の「2 年間」となります。

2)訴訟時効

品質保証時効と訴訟時効は別物です。中国民法通則では訴訟時効について、次の通り規定しています。

・「136 条　次に掲げる訴訟時効期間は、1 年とする。(2) 品質が不合格である商品を販売し、声明していない場合」

・「137 条　訴訟時効期間は、権利が侵害された[2]ことを知り、又は知るべき時から起算する。ただし、権利が侵害された日から 20 年を超えた場合には、人民法院は、これを保護しない。特段の事由がある場合には、人民法院は、訴訟時効期間を延長することができる。」

3)瑕疵商品責任の時効についてのまとめ

上記瑕疵商品責任の時効を巡る規定を総合的に見れば、次のとおりとなります。

a. 品質瑕疵に関わる保証時効は a-1（販売契約での明文約定または商品自体への表示などを有する）の場合はそれに従い、a-2（販売契約での明文約定または

---

[2]通説では、商品の品質瑕疵責任(欠陥商品責任を含まない)は「権利侵害責任」ではなく、「違約責任」に該当します。「民法通則」は約 30 年前に制定された法律のため、当初の立法技術と理論研究の制限によって、「権利侵害」という表現を用いていましたが、「商品の品質問題を知り、又は知るべき時」としてご理解いただいたほうが良いと考えます。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

商品自体への表示などを有さない）の場合は「商品受領後」の「2 年間」となっています。（ただし、物（例えば自動車など）によって、法律上で品質保証期間が設けられている場合があります。この場合には、当該法規定を遵守する必要があり、当該期間を下回る品質保証期間に関わる約束は無効となります。）

b. 品質瑕疵に関わる訴訟時効は、「品質問題を発見し、品質保証責任の負担者が修理、交換又は返品、損害賠償を含む品質保証責任を履行しないことを知り、又は知るべきであった時」からの「1 年間」であるが、その期間は権利を侵害された日から 20 年を超えない範囲内とされています。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

次は例を挙げてみます。

例 1：

A 社は 2015 年 1 月 1 日に、B 社より商品 1 台(品質保証期間について法律上で特別な規定を有さない)を購入しましたが、売買契約の中に、品質保証期間に関わる約定がなく、B 社から提供された付属書類などにおいても、品質保証期間に関わる記述が含まれていません。この場合には、上記法律規定に照らして、商品の品質保証期間が 2 年間と見なされ、2016 年 12 月 31 日までとなります。そして、A 社が品質保証期間中(例えば 2016 年 10 月 1 日)に当該商品に品質問題[3]を有することを発見した場合、A 社は(訴訟時効の中断をもたらす特別な事由を有さず、かつ争議解決手段として仲裁方式を採用するという特別な約定を有さない限り)遅くとも 2017 年 9 月 30 日までに B 社を訴えなければなりません。

例 2：

A 社は 2015 年 1 月 1 日に、B 社より商品 1 台を購入しました。売買契約の中に、品質保証期間として、30 年と約定しています。仮に A 社が 2038 年に当該商品が、当初購入した時点から、ずっと操作マニュアルに明記された製品標準に適合しないことが A 社に発見された場合、購入日(いわゆる「権利侵害日」)から既に 20 年間以上経過したことによって、裁判所に提訴し救済を求めることが困難と解されます[4]。

②欠陥商品責任の訴訟時効

欠陥商品責任の訴訟時効について、製品品質法 45 条では次の通り規定されています。

「製品に欠陥が存在することにより、損害がもたらされ、賠償を要求する訴訟時効期間は、2 年とし、当事者がその権益に損害を受けたことを知り、又は知るべきであった時から起算する。

製品に欠陥が存在することにより、損害がもたらされ、賠償を要求する請求権

[3]例えば、商品の操作マニュアルに明記された製品標準に適合しないことを発見した場合など。

[4]しかし、仮に当該品質問題が購入時において既に存在していた問題ではなく、使用中に発生した品質問題であれば、当該問題の発生日から 20 年間と計算されます。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

は、損害をもたらした欠陥製品が最初の消費者に交付され 10 年が経過すれば喪失する。ただし、明示された安全使用期間を超えていない場合を除く。」

ここでもう一つの例を挙げてみます。

B 社 2012 年から K 型の商品を市場に発売しています。A 社は 2014 年 10 月 1 日に、B 社より K 型の商品を 1 台購入しました。売買契約の中に、品質保証期間として、2 年で 2016 年 9 月 30 日までと約定しています。仮に 2018 年 10 月 1 日に、A 社が当該商品を使用する期間中に、当該商品が爆発し、A 社の従業員に人身事故を起し、司法鑑定の結果、爆発の原因は、K 型商品の設計問題だと判定されました。

この場合は、品質保証期間を経過したにもかかわらず、A 社は依然として B 社に対して、欠陥商品に関わる賠償責任を追及することが可能と思われます。逆にもし当該事故が 2023 年に発生した場合、「最初の消費者に交付されて 10 年を超えた」という理由によって､A 社が B 社に対して損害賠償責任を追及することができないと思われます。

そして、もし 2018 年 10 月 1 日に人身事故が発生した場合、A 社は(訴訟時効の中断をもたらす特別な事由を有さず、かつ争議解決手段として仲裁方式を採用するという特別な約定を有さない限り）遅くとも爆発事故発生後の 2 年以内(2020 年 9 月 30 日まで)に訴訟を提起する必要があります。

＜まとめ＞

上記 1 と 2 の時効の内容、起算日、期間の長さはそれぞれ異なるため、正しく認識する必要があると考えます。

そして、上記説明のとおり、製造物責任が瑕疵保証責任より重く設定されています。上記法規定に照らして、品質保証期間を経過した商品であっても、依然として欠陥商品責任が追及される可能性があることについてご留意ください。

また、中国の「製品品質法」で設けた欠陥商品の訴訟時効は 2 年間であるのに対し、日本の P/L 法に規定された訴訟時効は 3 年間であります。

Q3：瑕疵商品責任と欠陥商品責任では、求償者や責任負担の範囲はどういった点で異なるか

A3：前記のとおり、欠陥商品責任が広い意味で、瑕疵商品責任の一つにも該当しますが、消費者や被害者を保護する立法趣旨に基づき、欠陥商品責任が責任の範囲、求償者の範囲、負担者の範囲が一般の瑕疵商品責任よりも広範に設定されていると言えます。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

①一般の瑕疵商品責任

製品品質法 40 条では、販売された製品に品質瑕疵のある場合には、販売者は、修理、交換又は返品に責任を負わなければならず、製品を購入した消費者に損害をもたらした場合には、販売者は、損害を賠償しなければならないと規定しています。従って、一般の瑕疵商品責任は「違約責任」に該当し、求償者は、製品を購入した消費者(生産目的の消費者と生活目的の消費者を含む)で、責任負担者は販売者となります。つまり、違約責任は商品の売買関係を構成する両当事者(販売者と消費者)間にのみ及ぶのであり、商品の製造者までは直接的に及ばない構造になっています。

一方、同法 40 条では、「販売者が前項の規定により、修理、交換、返品及び損害賠償につき責任を負った後に、製造者の責任に属し、又は販売者に対し製品を提供したその他の販売者(以下「供給者」という。)の責任に属する場合には、販売者は製造者又は供給者に対し求償する権利を有する。」、「製造者相互間、販売者相互間又は製造者と販売者との間において締結された売買契約又は請負契約に異なる約定のある場合には、契約当事者は、契約の約定に従い執行する。」と定めています。つまり、商品が一般瑕疵を有する場合、販売者が消費者に対して、第一義務を負うことになりますが、製造者と販売者の間で特別な約定を有さず、かつ製造者の原因に該当する場合、販売者が製造者に求償を求めることができるとされています。ただし、商品購入者は製造者に対して直接、責任を追及することはできません。

②欠陥商品責任

権利侵害責任法 41 条では、「製品に欠陥が存在したことにより他人に損害がもたらされた場合には、生産者は、権利侵害責任を負わなければならない。」と定めています。つまり、欠陥商品責任は権利侵害責任に該当し、違約責任ではなりません。従って、求償者の範囲も負担者の範囲も一般の瑕疵商品責任より広くなります。

1)求償者の範囲

権利が侵害された者であれば、消費者でなくても求償することができます。例えば消費者は欠陥を有する自動車を運転した際に、ブレーキが効かなくなり、歩行者を轢いた場合、歩行者は権利が侵害された被害者として、欠陥商品責任を追及することが認められています。

2)責任負担者の範囲

権利侵害責任法 43 条では「製品に欠陥が存在したことにより損害がもたらされた場合には、権利被侵害者は、商品の生産者に対し賠償を請求することができ、また、商品の販売者に対し賠償を請求することもできる。商品の欠陥が生産者によりもたらされた場合には、販売者は、賠償した後に、生産者に対し求償する権利を有

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

する。販売者の故意・過失により製品に欠陥を存在させた場合には、生産者は、賠償した後に、販売者に対し求償する権利を有する。」と定めています。

つまり、商品に欠陥が存在する場合、被害者は商品の製造者と販売者のどちらに対しても、賠償責任を追及することが認められます。商品の製造者と販売者は、一旦被害者に対する賠償義務を履行した上、お互いの過失の程度に応じて、責任を分配することになります。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

Q4：消費者権益保護法で設けられた瑕疵商品責任と欠陥商品責任に対する特殊規定があれば教えてほしい

A4：消費者保護法では、①商品の瑕疵が詐欺行為によって発生した場合および②商品に欠陥を有すると知りながら、なお販売した場合について、いわゆる「懲罰性の賠償制度」を設けています。具体的には次のとおりです。

①商品の瑕疵が詐欺行為によって発生した場合の「懲罰性の賠償制度」

消費者保護法 55 条 1 項：

「経営者は、商品又はサービスを提供することにつき詐欺行為をした場合には、消費者の要求に従い当該消費者が受けた損害の賠償を増加させなければならない。増加賠償の金額は、消費者が商品を購入した価格又はサービスを受けた費用の 3 倍とする。増加賠償の金額が 500 元に足りない場合には、500 元とする。法律に別段の定めのある場合には、当該規定に従う。」

②商品に欠陥を有すると知りながら、なお製造、販売し、消費者その他の被害者に死亡または健康の重大な損害をもたらした場合の「懲罰性の賠償制度」

消費者保護法 55 条 2 項：

「経営者が商品又はサービスに欠陥が存在することを明らかに知っていたのに消費者に対しこれを提供して消費者その他の被害者に死亡又は健康の重大な損害をもたらした場合には、被害者は、経営者に対し 49 条又は 51 条等の法律の規定により損害を賠償するよう要求する権利を有し、かつ、受けた損害の 2 倍以下の懲罰性賠償を要求する権利を有する。」

上記法規定について、それぞれ例を挙げてみます。

①A 社は B 社ブランドの偽物を製造し、消費者に 50 元の単価で販売しました。このようなケースで、商品は偽物であることを消費者が発見した場合、商品を返品し、商品の代金である 50 元を取り戻す権利を有するほか、商品代金の 3 倍に該当する懲罰性賠償金の支払いについても、A 社に請求することができます。なお、このケースにおける商品代金の 3 倍金額が 500 元を下回るため、500 元を基準に請求することができ、賠償請求によって最終的に取得できる金額は合計 550 元になります。

②A 社は充電器に欠陥があることを知りながら、自社の携帯電話と共に販売しました。消費者が携帯電話を充電した際に、爆発・引火したために火傷を負いました。火傷を治療するために合計 10 万元の医療費を払い、さらに 3 万元の休業損失を受けました。この場合には、消費者が 13 万元の損害賠償を A 社に求めることができるほか、さらに 26 万元の懲罰性賠償金の支払いも請求可能です。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

前記法律の内容と事例から分かるとおり、「懲罰性賠償制度」は一部のケースのみにおいて発生し得る瑕疵商品責任と欠陥商品責任を念頭において設けられた特殊な制度です。このうち、瑕疵商品責任に伴う「懲罰性賠償制度」は、主に商品の代金を損害金額として認めているのに対して、欠陥商品責任に伴う「懲罰性賠償制度」は、欠陥商品によってもたらされたあらゆる損害を含むと解されます。

Q5：責任追及時の立証内容と立証責任はどうなるか

A5：以下、一般の瑕疵商品責任と欠陥商品責任を追及する（される）際の立証内容と立証責任について、解説します。

①一般の瑕疵商品責任

1)消費者またはバイヤーの立証内容と立証責任

販売者に対して、一般の瑕疵商品責任を追及する場合、消費者は主に次の三つのいずれかについて、立証を行う必要があります。

a 問題商品が、当該商品が本来具備するべき使用性能を具備しないこと及び販売者が当該情況について事前に説明をしなかったこと

b.問題商品が当該商品又はその包装上に採用が明記された製品標準に適合しないこと。

c.問題製品が商品の説明及び実物サンプル等の方式により明示された品質状況に適合しないこと。

上記 a～c はいずれも、販売者の販売した製品に問題があり、販売者側に過失がある(または違約行為がある)ことの立証で、「過失責任」と呼ばれています。過失責任があったことを立証する責任は消費者側にあり、立証責任を旨く果たさなければ、販売者側の「違約責任」は追及されません。

2)販売者

過失責任の立証責任は基本的に消費者側にあるため、販売者として消費者による立証内容への反論に使える材料を準備しておく必要があります。そして、販売者と製造者および供給者との間で、責任の帰属を巡って訴訟を起こす場合、商品の問題は商品本来の品質問題に属し、販売段階で生じさせた問題ではないことを証明すれば良いと思われます。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

②欠陥商品責任

1)被害者

基本的に商品を a.正常使用した際に、b.損害を受け、しかも c.当該損害と商品の正常使用と因果関係を有するという 3 点さえ立証できれば良いとされます。製造者や販売者が後述する免責事項に対する立証ができなければ、欠陥が有すると推定され、製造者や販売者に「過失」が無くても、責任を負わなければなくなります。これは、「無過失責任」と呼ばれています。

2)製造者

次の免責事項を有することについて、立証する必要があります。

a.製品を流通に投入しなかった。

b.製品を流通に投入する際に、損害を引き起こした欠陥が存在していなかった。

c.製品を流通に投入する時の科学技術水準では欠陥の存在を発見することができなかった。

3)販売者

販売者の故意または過失により製品に欠陥が存在することにより人身又は他人財産に損害をもたらしたことではないと立証する必要があります。しかし、この立証はあくまで製造者と販売者との間において責任の分配を巡る訴訟を起こした場合の立証内容であり、被害者への賠償責任を阻却する際の立証内容ではないのが一般的な認識です。つまり、販売者として被害者から訴えられた場合に、商品の製造者と共に、前記 2）の免責事項への立証を遂げられなければ、たとえ当該欠陥が自社と関係なかったとしても、依然として被害者に対して賠償する必要があります。これらの立証内容はあくまで、販売者と製造者との訴訟で立証すべき内容です。

Q6： 中国の P/L 法対策について教えてほしい（例えば、取扱説明書に記載すべき文言等)

A6 :「対策」とは若干広い話題になりますので、以下「取扱説明書」への工夫を中心に案内いたします。

一般的に、使用説明書には少なくとも次の内容を記載する必要があります。

(1)すべてのパーツの名称、商品の組立て方、据付け方法についての具体的説明

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

⑵商品の手入れ方法および定期検査を要する事項についての説明
⑶経常的な手入れの必要な範囲、問題の生じやすいパーツの列挙、検査修理方法および故障解決方法についての説明
⑷使用寿命または稼動周期、腐食や侵蝕による材料の損失の程度
⑸事故または特殊な状況が発生したときの応急手続きまたは矯正方法
⑹商品の販売者、使用者に対する商品の用途、使用限度および潜在的リスクの説明、誤った使用または使用説明書どおりに使用しなかった場合の結果についての説明
⑺製品を使用する前に使用説明書を熟読することについての事前通知
⑻製品を許可なく無断で改造し、革新した場合、または付帯パーツおよび材料を代替品と交換した場合についての警告

外資企業にとっては、使用説明書の内容を中国市場の特徴にあわせてしかるべく修正することが重要です。その中で、もっとも基本となるのが、簡体字中国語で記載することと、英語や日本語の説明書の中国語訳をそのまま中国市場に用いることを避けることです。また、使用説明書の最終版を確定する前に、中国の法制度に詳しい保険または法律分野の専門家に使用説明書の内容のレビューを依頼することが望まれます。さらに、ここに挙げた原則は、宣伝資料、広告パンフレット等の作成にも適用されることに注意が必要であります。日本語の宣伝資料を中国語に直訳し、そのまま中国の消費者に配布して、訴訟が起されたケースがあります。

Q7：中国の P/L 法に対応する保険はあるか

A7：上記「製品品質法」に規定された「瑕疵保証責任」と「製造物責任」に応じて、実務において、中国の保険会社は「製品品質保険」と「製品責任保険」という二種類の保険を取り扱っています。

保険料コストも異なるため、消費者の人身や財産に損害を及ぼす可能性の低い製品を製造しているメーカーは前者、大型設備や消費者の人身や財産に損害を及ぼす可能性の高い、または一旦事故が起これば、損害が高いという製品を製造しているメーカーは後者(または両者)を掛けるケースが多いです。

一般的には、大型設備や消費者の人身や財産に損害を及ぼす可能性が高く、または事故が起こった場合に大きな損害が発生することが予想されるような製品を取り扱うメーカーはやはり、「製品責任保険」を掛けるケースが多いようです。

以上

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.